

宝塚さざんか福祉会後援会会則

(目的)

第1条 本会は、知的障害者に寄り添い共に歩む社会を目指し、社会福祉法人「宝塚さざんか福祉会」(以下「福祉会」という。)の事業推進に協力援助することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、「宝塚さざんか福祉会後援会」と称し、事務所を次の所在地に置く。

宝塚市安倉西3丁目1番5号 宝塚さざんか福祉会法人本部内

(事業)

第3条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- ① 福祉会の経営する施設の運営援助
- ② 知的障害者のための啓発運動
- ③ 会員相互の親睦
- ④ その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員および会費)

第4条 本会は、第1条の目的に賛同した次の会員で構成し、会費はそれぞれ以下の通りとする。

- | | | | |
|----------|----|----|---------|
| ① 一般個人会員 | 年額 | 1口 | 3,000円 |
| ② 特別個人会員 | 年額 | 1口 | 10,000円 |
| ③ 団体会員 | 年額 | 1口 | 10,000円 |

(役員の数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 理事 15名～20名とし以下の構成割合とする。
 - イ、一般地域住民ボランティア及び法律会計福祉等の専門知識人 若干名
 - ロ、宝塚市手をつなぐ育成会 2名
 - ハ、福祉会各施設保護者代表
 - ニ、福祉会を代表する者 1名
- ② 監事 2名

2 理事の互選により、理事のうち1名は会長に、2名は副会長、1名は会計となる。会長、副会長、会計をもって三役会を構成する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員が退任したときは、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期期間が満了しても、次期役員が決まる迄その任を務めるものとする。

(役員を選出)

第7条 理事及び監事は総会で選出される。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指定する副会長がその職務を代行する。
- 3 会計は本会の事務及び会計を担当する。会計事務及び一般事務を福社会が補佐する。
- 4 監事は本会の会務を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び三役会とする。

- 2 総会は本会の最高議決機関とし、出席した会員の過半数を以って決議する。
- 3 総会は、毎年1回定時総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 4 理事会は、以下の出席をもって成立する。
 - ① 理事の過半数（委任状によるものを含む）
 - ② 監事
- 5 理事会は、会長が議長を務め、出席理事の過半数を以って決議する。
- 6 三役会は会務全般について立案協議し、その審議結果を理事会に報告提案する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(備付け簿冊)

第11条 本会に次の簿冊を備え付ける。

- ① 会員名簿
- ② 会計出納簿
- ③ 会議書類簿
- ④ その他会長が必要と認めた簿冊

(会則の改廃)

第12条 本会の会則の改廃は、総会で決する。

(委任)

第13条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

付則 この会則は昭和52年4月17日より実施する。

昭和54年6月30日 一部改正

昭和56年6月28日 一部改正

昭和62年6月15日 一部改正

平成3年6月14日 一部改正

平成6年6月20日 一部改正

平成12年6月20日 一部改正

平成17年5月25日 一部改正

平成18年5月26日 一部改正

平成20年6月2日に一部改正し、同年5月26日に遡って適用する。

平成29年6月7日 一部改正

令和元年6月12日 一部改正

令和4年9月28日 一部改正

令和5年2月22日 一部改正